

環廃企発第 081224002 号

平成 20 年 1 2 月 2 4 日

社団法人全日本トラック協会 会長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

引越業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への確実な
引渡しの実施等について

今般、一部の引越業者（引越荷物を運送する事業を行う者をいう。以下同じ。）より、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）第 2 条に規定する特定家庭用機器廃棄物（家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機）が廃棄物になったもの。）を排出者（消費者等）から引き取っていながら、適切な管理を行わず、その一部を製造業者等へ引き渡していなかった旨の連絡がありました。

引越業者であっても、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機で、中古品も含む。）の小売販売をしている場合は、家電リサイクル法上の小売業者に該当し、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引き渡すという重要な義務（家電リサイクル法第 10 条）を担うこととなります。上記の一部の引越業者は、家電リサイクル法上の小売業者に該当するにもかかわらず、当該義務を全うしていなかったものであり、誠に遺憾であります。

一方、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者であっても、引越の際に、引越をされる方から、事前に再商品化等料金（以下「リサイクル料金」という。）の支払いが済まされた特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しを依頼されることが考えられますが、民法その他の法令にかんがみれば、引き取った特定家庭用機器廃棄物は、依頼どおり確実に製造業者等に引き渡される必要があります。その際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に則った収集又は運搬（保管を含む。）及び処分がなされる必要があります。

経済産業省及び環境省といたしましては、今後、類似事案の発生を防止するため、

引き続き家電リサイクル法の適切な執行に努めてまいる所存ですが、貴会におかれましても、下記事項の徹底について、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

記

1. 家電リサイクル法上の小売業者に該当する引越業者への周知事項

(1) 製造業者等への適切な引渡しと収集運搬業務の委託について

家電リサイクル法上の小売業者は、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物については、家電リサイクル法第10条に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成12年厚生省・通商産業省令第1号）第3条に規定する場合を除き、製造業者等に引き渡さなければなりません。

排出者から特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められた小売業者は、その引取り及び製造業者等への引渡しに係る収集又は運搬を、廃棄物処理法に基づいて一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可を得た者（以下「廃棄物収集運搬業者」という。）に限り委託することができますが、その場合は、当該廃棄物収集運搬業者により、廃棄物処理法に定める基準による特定家庭用機器廃棄物の適正な収集又は運搬が行われ、かつ当該廃棄物が確実に製造業者等に引き渡されるよう、責任を持った管理を徹底して下さい。

また、ある小売業者の事例では、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を一時保管している場所において不適正な保管が行われていた結果、特定家庭用機器廃棄物が盗難されたと推定される事案が報告されており、特定家庭用機器廃棄物の一時保管の際には、盗難防止を含む適正な管理のための措置を講ずるようして下さい。

(2) 特定家庭用機器廃棄物管理票等による管理の徹底

家電リサイクル法第43条に定める特定家庭用機器廃棄物管理票（以下「家電リサイクル券」という。）に係る制度は、引き取られた特定家庭用機器廃棄物が確実に製造業者等に引き渡されることを確保するための重要な制度です。

このため、小売業者は、排出者に家電リサイクル券の写しを交付した際の控えや同券に係るPOS（販売時点管理システム等）入力データにより、排出者からの特定家庭用機器廃棄物の引取りを確認し、製造業者等から回付された家電リサイクル券と突き合わせるなどによって、特定家庭用機器廃棄物の指定引取場所での引渡しを確認するようして下さい。その際、排出者から引き取ったまま、正当な理由がなく引き渡されていない特定家庭用機器廃棄物がないことを併せて確認して下さい。また、家電リサイクル券の書き

損じ、排出者による特定家庭用機器廃棄物の排出の取りやめ、家電リサイクル券の紛失等の不測の事態に対応できるように体制を事前に構築するなど、家電リサイクル券による特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しの適正管理を徹底して下さい。

また、小売業者は、家電リサイクル法第45条の規定により、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を廃棄物収集運搬業者に委託して行う場合には、家電リサイクル法に係る事務のうち、①排出者に対する家電リサイクル券の写しの交付（家電リサイクル法第43条第1項）、②製造業者等に対する家電リサイクル券の交付（同条第2項）及び③製造業者等からの家電リサイクル券の回付の受領（同条第3項）の全部又は一部を廃棄物収集運搬業者に委託することができます。しかし、④回付された家電リサイクル券の保存（同条第4項）及び⑤排出者からの閲覧の申出への対応（同条第5項）は、小売業者自らが行わなければなりません。特定家庭用機器廃棄物を排出者から引き取る際の家電リサイクル券の写しの確実な交付、指定引取場所で引き渡す際に回付された家電リサイクル券の小売業者への速やかな引渡し等がなされるよう、上記プロセス全体を適切に管理して下さい。

なお、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物のうち、製造業者等に引き渡されないものがあつた場合には、関係当局への連絡、排出者へのリサイクル料金の返還等必要な措置を速やかに講じて下さい。

(3) 従業員に対する製造業者等への引渡義務遵守等に係る教育の徹底等

小売業者の引渡義務については、小売業者の経営中枢が熟知するばかりでなく、実際に特定家庭用機器廃棄物の取扱いや家電リサイクル券の管理を担う小売業者の従業員が十分理解することが重要です。このため、家電リサイクル法に定められた引渡義務の遵守を始め廃棄物処理法等の関係法令を遵守するよう、従業員への教育を徹底して下さい。

また、小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を委託した廃棄物収集運搬業者に対しても、情報提供を行う等、家電リサイクル法に関する理解が促進されるよう努めて下さい。

2. 家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者への周知事項

(1) 製造業者等への適切な引渡しについて

引越業者は、排出者（消費者等）が郵便局・ゆうちょ銀行に備え付けられている「家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）」（以下「郵便局券」という。）を使用して事前にリサイクル料金の支払いを済ませた特定家庭用機器廃棄物について引取りを求められた場合には、当該排出者に対して、当該

特定家庭用機器を購入した若しくは買換え購入する小売業者又は自治体に引取りを依頼するよう伝えて下さい。

なお、引越業者が廃棄物収集運搬業者である場合は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取って、製造業者等が特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ指定した場所（指定引取場所）まで運搬することも可能ですが、その場合は、廃棄物処理法に定める処理基準に則って特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬（保管を含む。）を行った上で、当該廃棄物を確実に製造業者等に引き渡すとともに、当該廃棄物を一時保管する場合には、盗難防止を含む適正な管理のための措置を講ずるようにして下さい。

（２）郵便局券の貼付及び交付について

引越業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った際には、郵便局券のうち排出者控を当該排出者に交付するとともに、現品貼付用を当該廃棄物に貼り付けて下さい。また、指定引取場所において当該廃棄物を製造業者等に引き渡す際には、郵便局券のうち指定引取場所控を当該製造業者等に交付して下さい。

なお、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物のうち、製造業者等に引き渡されなかったものがある場合には、関係当局への連絡、排出者へのリサイクル料金の返還等必要な措置を速やかに講じて下さい。

（３）従業員に対する製造業者等への引渡し等に係る教育の徹底

引越業者による特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引渡し等については、引越業者の経営中枢が熟知するばかりでなく、実際に特定家庭用機器廃棄物の取扱いや郵便局券の管理を担っている従業員が十分理解することが重要です。このため、家電リサイクル法への理解、廃棄物処理法等の関係法令を遵守するよう、従業員への教育を徹底して下さい。